

大阪市告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月21日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	供用開始の期日
城東区 第2025-01号線	城東区森之宮2丁目2番の35地から 同区同 2番の32地まで	告示の日
鶴見区 第2025-01号線	鶴見区放出東3丁目1528番地 同区同 1528番地	告示の日

(建設局総務部管財課)